

化粧品等の使用上の注意の改訂の対象製品の範囲について

- 皮膚に適用する薬用化粧品及び化粧品は、原則として、今回の使用上の注意の改訂の対象とする。
例) 頭髪用化粧品類、化粧水類、クリーム乳液類、パック類、ファンデーション類、白粉打粉類、眉目類化粧品類、化粧用油類、洗顔料類

- 以下の製品については、今回の使用上の注意の改訂の対象から除外する。
 - 1) 必ずしも皮膚に直接適用しない化粧品類
例) 爪化粧品類、歯みがき類、香水類、マスカラ

 - 2) 洗い流す用法で用いられ、皮膚への接触時間が短く、白斑の発症が想定しにくい化粧品類
例) 浴用化粧品、石けん類、シャンプー、リンス、ボディシャンプー

 - 3) 使用部位が唇に限定され、美白を目的とした成分を配合していない化粧品類
例) 口紅、リップクリーム

- 洗顔料類については、メイク落としで因果関係の否定できない白斑の症例が報告されていること(参考資料2-1参照)、また、その適用部位も考慮し、洗い流す用法の製品ではあるが、今回の使用上の注意の改訂の対象に含めることとする。